

第 46 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 特別受益分考慮の有無別 全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	6 284	577	4 923	784

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・を除外く) 遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	6 259 (3 005)	888 (418)	110 (57)	597 (135)	26 (12)	1 381 (699)	433 (187)
1000 万円以下	1 192 (498)	320 (148)	61 (30)	231 (51)	8 (5)	291 (141)	63 (28)
5000 万円以下	2 536 (1 270)	323 (175)	24 (12)	274 (62)	9 (6)	599 (323)	212 (99)
1 億円以下	1 056 (522)	87 (38)	9 (8)	47 (14)	2 (-)	222 (106)	70 (27)
5 億円以下	755 (382)	52 (22)	- (-)	17 (2)	2 (-)	123 (57)	48 (14)
5 億円を超える	116 (55)	4 (1)	- (-)	2 (-)	- (-)	24 (8)	1 (1)
算定不能・不詳	604 (278)	102 (34)	16 (7)	26 (6)	5 (1)	122 (64)	39 (18)

(注) ()内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 47 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった
事件数 寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別
全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	206	75	44	21	20	8	38
配 偶 者	22	9	5	1	2	1	4
子	167	62	36	16	18	6	29
そ の 他	17	4	3	4	-	1	5

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数(「分割をしない」)
遺産の価額別 全家庭裁判所

土動 産 地そ の 他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物そ の 他	現 動 産 金そ の 他	土 現 地 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ そ の 他	土 動 地 産 ・ 現 金 等 の 他	建 動 産 ・ 現 金 等 の 他	土 現 動 地 産 ・ 金 建 物 の 他
28	108	16	90	1 646	133	60	24	719
(13)	(42)	(6)	(43)	(800)	(83)	(32)	(13)	(465)
5	29	7	19	113	14	2	5	24
(4)	(10)	(2)	(4)	(49)	(9)	(1)	(2)	(14)
14	59	3	48	707	46	19	14	185
(6)	(24)	(1)	(26)	(353)	(32)	(12)	(7)	(132)
5	11	2	12	374	36	15	2	162
(1)	(6)	(2)	(6)	(171)	(23)	(7)	(2)	(111)
1	-	-	7	256	19	17	1	212
(1)	(-)	(-)	(7)	(131)	(12)	(10)	(1)	(125)
-	1	-	1	31	2	2	-	48
(-)	(-)	(-)	(-)	(15)	(1)	(-)	(-)	(29)
3	8	4	3	165	16	5	2	88
(1)	(2)	(1)	(-)	(81)	(6)	(2)	(1)	(54)